



担当	千葉労働局雇用均等室 室長 松原 亜矢子 厚生労働事務官 岡 寄 邦 彦 電話 043-221-2307
----	---

くるみん取得とワークライフバランスを 考えるセミナーを開催します

—「子育てサポート企業」をアピールしましょう—

千葉労働局（局長 絹谷 國雄）においては、次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）に基づく次世代認定マーク（くるみん）取得企業を平成26年度までに2000企業とするとの政府目標（*）等を踏まえ、これまで以上に県内企業に対し認定制度を周知・広報し、次世代認定マーク（くるみん）取得企業を増やすこととしております。その一環として雇用均等室では千葉県内の企業を対象に、認定制度に関する説明（資料3の「認定を受ける基準」や「認定を受けるメリット」等）と認定の前提となるワークライフバランスに配慮した職場づくりに関する参加企業間の意見交換を行なうセミナーを以下のとおり開催します。

（*）「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）及び「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）における数値目標。

くるみん取得とワークライフバランスを考えるセミナー

千葉労働局雇用均等室では、千葉県内の企業を対象に認定制度に関する説明やワークライフバランスをテーマに意見交換を行なうセミナーを開催します。

平成24年10月31日（水）まで電話でのセミナー参加企業の申込を受け付けております。

日 時：平成24年11月1日（木） 13時30分より ※当日取材可
場 所：千葉市ビジネス支援センター 会議室1
（千葉市中央区中央4-5-1 きぼーる13階）
申 込 先：千葉労働局雇用均等室（定員になり次第締め切り）
電話 043-221-2307
申込締切：平成24年10月31日（水） 17時00分まで

- （添付資料）
- 1 くるみん取得とワークライフバランスを考えるセミナーのご案内（リーフレット）
 - 2 千葉労働局における「一般事業主行動計画策定届」の届出状況等
（平成24年9月末日現在）
 - 3 次世代育成支援対策推進法に基づく「認定」について
 - 4 「くるみん認定企業を知っていますか？—千葉県内の子育てサポート企業を紹介します—」
（パンフレット）

くるみん取得とワークライフバランスを考える セミナーのご案内

次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、次世代認定マーク(愛称:くるみん、右図)を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。

千葉労働局管内では、平成24年8月末現在、24企業が認定を受けています。今回のセミナーでは、認定制度をより多くの企業に知っていただくとともに、認定の前提となるワークライフバランスに配慮した職場づくりの意義についても理解を深め、認定取得をめざしていただけるよう標記セミナーを開催することとしました。

今すぐには難しくても、将来的に**くるみん取得を検討したい企業の皆様は是非ご参加ください**。皆様のご参加をお待ちしております。



次世代認定マーク「くるみん」

【日 時】 平成24年11月1日(木) 13:30~16:00

【場 所】 千葉市ビジネス支援センター 会議室1
〒260-0013 千葉市中央区中央4-5-1 きぼーる 13F

【内 容】

- | | | |
|-----|---|-------------|
| 第1部 | くるみん取得について
認定基準、申請の方法等について雇用均等室が説明します。 | 13:30~14:10 |
| | ワークライフバランスに関する千葉県からのお知らせ
千葉県で行なっている支援事業やセミナーのご案内をいたします。 | 14:10~14:30 |
| 第2部 | ワークライフバランスを考える(説明・意見交換会)
グループごとに議題を検討し、参加企業による意見交換を予定しております。 | 14:30~15:40 |
| 第3部 | くるみん取得のための個別相談会
認定制度や行動計画策定に関するご相談等を受け付けます。 | 15:40~16:00 |

【対象者】 くるみん取得やワークライフバランスに関心をお持ちの
企業の管理者、労務担当者

【定 員】 40名ほど

★ 問い合わせ先
千葉労働局雇用均等室

TEL:043-221-2307
FAX:043-221-2308

千葉労働局における「一般事業主行動計画策定届」の届出状況等

1. 一般事業主行動計画届出状況 (H24. 9. 30 現在)

① 301人以上企業	届出企業数	378社
【301人以上企業数		383社】
	届出率	98.7%
② 101人以上300人以下企業	届出企業数	867社
【101人以上300人以下企業数		867社】
	届出率	100.0%
③ 100人以下企業	届出企業数	340社

2. 認定状況 (H24. 9. 30 現在)

(1) 認定企業数	24社
うち301人以上企業	17社
300人以下企業	7社

(2) 認定企業名 (H23. 9. 30 現在)

<2012年認定企業>

- ◎日本アイ・ビー・エム システムズ・エンジニアリング株式会社
- ◎株式会社千葉興業銀行
- ◎イオンリテール株式会社
- ◎キッコーマン株式会社

<2011年認定事業主>

- 医療法人芙蓉会 五井病院
- フェデラル エクスプレス コーポレーション
- フェデラル エクスプレス ジャパン株式会社
- ◎株式会社千葉銀行
- 医療法人社団成和会 山口病院
- 株式会社大東システムエンジニアリング
- 生活協同組合パルシステム千葉

<2010年認定事業主>

- イオンリテール株式会社
- ◎みずほインベスターズビジネスサービス株式会社
- 日本アイ・ビー・エム システムズ・エンジニアリング株式会社
- ◎ヒゲタ醤油株式会社
- ◎生活協同組合ちばコープ
- ◎東レ・メディカル株式会社

＜2009年認定事業主＞

株式会社千葉銀行
キッコーマン株式会社
キッコーマン食品株式会社
キッコーマン飲料株式会社
キッコーマンビジネスサービス株式会社
シャープシステムプロダクト株式会社

＜2007年認定事業主＞

株式会社千葉興業銀行
シャープドキュメントシステム株式会社
生活協同組合ちばコープ
みずほインベスターズビジネスサービス株式会社
川崎マイクロエレクトロニクス株式会社
イオンモール株式会社
株式会社京葉銀行
ヒゲタ醤油株式会社

注) 東レ・メディカル(株)の1期目は東京労働局で認定
公表に同意された企業名のみ掲載



次世代認定マーク
(愛称:くるみん)
※色はピンクまたは黒

次世代育成支援対策推進法に基づく「認定」について

1 「認定」とは？

次世代育成支援対策推進法(以下、「次世代法」という。)に基づき、一般事業主行動計画策定届を都道府県労働局に届け出て、下記認定基準を全て満たした事業主は、申請により「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」として労働局長から認定される仕組みとなっています。

認定は行動計画を達成するごとに、何回でも受けることができます。

[認定基準]

認定を受けるためには、以下の9項目をすべて満たす必要があります。

1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし、適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
4. 平成21年4月1日以降に新たに策定・変更した一般事業主行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間内に男性の育児休業取得者がいること。
6. 計画期間内の女性の育児休業取得率が70%以上であること。
(※ 5, 6については常時雇用する労働者数が300人以下の企業等の場合、特例があります。)
7. 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
8. 次の①から③のいずれかを実施していること。
 - ①所定外労働の削減のための措置
 - ②年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
9. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

2 認定を受けるメリット！

認定を受けると、右の次世代認定マーク(愛称:くるみん)を利用することができます。このマークはいわば、「働きがいがあり、働きやすい企業」「社員を大事にする企業」を表しているといえます。

このマークを求人広告、自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺などにつけて対外的にアピールすることで、企業のイメージアップ、社内のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な人材の確保などが期待できます。



次世代認定マーク

(マークの色:ピンク又は黒)

[マークを使用できるもの]

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ①商品又は役務 | ⑤インターネットを利用した方法 |
| ②商品、役務または一般事業主の広告 | により公衆の閲覧に供する情報 |
| ③商品又は役務の取引に用いる書類又は通信 | ⑥労働者の募集の用に供する広告 |
| ④一般事業主の営業所、事務所その他事業場 | 又は文書 |

3 次世代育成支援対策推進法とは？

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を国や地方公共団体・企業が一体となって進めるために制定された法律です。

この法律に基づき、常時101人以上の労働者を雇用する企業等は、「一般事業主行動計画」を策定し、策定した旨を都道府県労働局に届け出ることが義務となり、雇用する労働者が100人以下の企業等は努力義務となっています。

4 「一般事業主行動計画」とは？

企業が、子育てをしている労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などの取組を行うために、以下の3つの事項が含まれている計画のことを指します。

計 画 期 間	経済社会環境の変化や労働者のニーズ等も踏まえて策定するためには、1回の計画期間を2～5年間で設定することが望ましく、平成17年4月1日～平成27年3月31日までの10年間に集中的かつ計画的に取組むこととなっています。
目 標	関係法令で定められている最低基準を上回っており、現状から一歩でも二歩でも進んだものであれば、各企業で自由に決定できます。
目標達成のための 対策とその実施時期	目標達成のために、いつまでに、どのようなことに取組むかを具体的に記述するものです。

(問合わせ先等)

千葉労働局雇用均等室

TEL 043-221-2307

千葉労働局ホームページアドレス

<http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>